

## 第3 消火器具

## 1 適応消火器について

適応消火器については、政令別表第2によるほか、原則としてABC粉末消火器の設置を指導すること。

ただし、寝具類等その消火に際し浸透性のある消火剤の効力を必要とするものを収容する施設として、共同住宅、旅館、ホテル又は社会福祉施設等の用途に供する防火対象物にあつては、各種消火器の特性を考慮し、粉末消火器及び強化液消火器を概ね半数とし、千鳥配置となるよう設置指導すること。

## 2 能力単位について

上記1により設置する消火器は、粉末消火器にあつては、その能力単位がA火災に適応するものにあつては3以上、B火災に適応するものにあつては7以上とし、強化液消火器にあつては、その薬剤量が3ℓ（中性強化液にあつては、2ℓ）以上のものの設置を指導すること。

## 3 付加設置について

(1) 省令第6条第4項の「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいうものであること。

## ア 蓄電池設備

蓄電池容量が10kWh以下のもの及び10kWhを超え20kWh以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。）

イ 直流にあつては750V以上、交流にあつては600V以上の電路に接続する電気機器で、次に掲げるもの（可搬式のものを含む。）

(ア) 発電機、配電盤又は電動機

(イ) 変圧器（出力が5kVA以上のものに限る。）

(ウ) 溶接器（出力が5kVA以上のものに限る。）

(エ) 整流器（出力が5kVA以上のものに限る。）

(オ) その他(ア)から(エ)に類するもの

ウ 急速充電設備（全出力が20kW以下のものを除く。）

(2) 敷地の一部に単独で電気室又はキュービクル等の電気設備があるときは、防火対象物の部分とみなし、省令第6条第4項の規定を適用し、付加設置を指導すること。

ただし、東京電力が設置するパットマウント（地上用変電設備）にあつては、この限りでない。

(3) エレベーター機械室については、省令第6条第4項に類する室として付加設置を指導すること。

(4) ボイラー、乾燥機については、規模や容量に関係なく小規模のものが設置された室も対象とする。又その他多量の火気を使用する場所については、省令第6条第1項に規定する防火対象物の厨房も対象とするが、IHコンロ、ガスコンロ若しくは電気フライヤー等で調理油加熱防止装置等の安全装置又は、自動消火装置が設置されているもの（同一厨房室内における最大消費熱量が350kW以上の場合を除く。）は、省令第6条第5項の規定は適用しない。

## 4 その他

- (1) 省令第9条第1号に規定する消火器具の設置高さは、消火器具本体上部までの高さをいうものであること。
- (2) 消火器具を屋外等に設置する場合には、劣化を防ぐため消火器格納箱に設置するよう指導すること。
- (3) 消火器具は、メーターボックス等内には原則として設置することができないものであること。  
ただし、メーターボックス等内と0.8mm以上の鋼板で区画し、かつ、当該メーターボックス等の扉を開けることなく消火器具を取り出すことができるよう措置されたものにあつては、設置することができるものであること。
- (4) 冷凍室又は冷蔵室若しくは、ラック式倉庫内等内部への設置が困難となる場所での消火器具の設置については、仮に法令に基づき設置した際必要となる本数を当該出入口の付近に設けることにより、省令第6条第6項の規定は適用しないものとする。
- (5) 精神病院等において、重病患者を収容する病棟又は病室が存する階で、患者による初期消火活動が期待できず、かつ、消火器具の維持管理等が困難な場合にあつては、仮に法令に基づき設置した際必要となる本数を各階のナースステーション内に集中して設けることにより、省令第6条第6項の規定は適用しないものとする。
- (6) メゾネット型の共同住宅等で、共用廊下のない階の各部分から一の消火器具までの歩行距離が20m以下となるように共用廊下部分に設置されているものは、当該階に消火器具を設置しないことができるものとする。
- (7) 自走式駐車場等屋上階が駐車のために供される場合で、政令第13条の規定による消防用設備等が設けられている場合であっても、当該屋上階には、消火器具の設置は要しないものであること。
- (8) 地上3段以上の機械式駐車場で、消火用歩廊上に政令第13条の規定による消防用設備等が設けられている場合であっても、当該歩廊上には、消火器具の設置は要しないものであること。
- (9) 省令第9条第4号に規定する標識については、原則として「消防用設備等の標識類の様式について」（昭和44年10月20日 消防予第238号）によるが、周囲の状況及び色の対比等により、これによらなくとも十分認識できると認められる場合にあつては、当該通知によらないことができるものとする。
- (10) 劇場、映画館その他客席を設けるもの又は体育館、プール、展示場その他大空間を有するもので、当該部分から消火器の歩行距離が20mを超える場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、政令第32条の規定を適用し、当該部分の通行、観覧又はスポーツ競技に支障がない周壁又は最も近い廊下若しくは通路に設置することができる。